

「再生医療の普及啓発・交流に関する企画及び情報発信コンテンツ制作業務」 企画提案募集要領

1 本業務委託の目的等

(1) 業務の趣旨・目的

一般財団法人 未来医療推進機構（以下、「当機構」という。）は、全国トップレベルの大学・研究機関（アカデミア）が先進的な研究を展開する大阪・関西において、我が国が世界をリードする環境を有する再生医療をベースに、品質を確保したデータによる信頼性の高い情報・支援基盤を形成することにより、オールジャパン体制での未来医療技術の産業化とその提供による国際貢献に寄与することを目的とする「未来医療国際拠点」を推進するため、核となる支援機関として、設置しました。

また、開催まであと2年に迫った大阪・関西万博は「いのち」をテーマとしており、再生医療の魅力や「未来医療国際拠点」の取組みを国内外に発信する絶好の機会であると考えています。

以上により、当機構では、社会への再生医療の普及啓発・認知拡大を促進するため、再生医療に関わる方、新規参入を検討する事業者のほか、一般市民も含め、未来医療国際拠点に訪れる多様な方々に再生医療の現状や将来の可能性、「未来医療国際拠点」のめざす姿や機能等について知ってもらうことにより、再生医療の社会実装を加速させることを目的に、本業務を実施します。

なお、本業務の契約は、経済産業省「再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業費補助金」（令和4年度第二次補正予算）の交付決定を条件とします。

(2) 業務概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

100,000,000円（税込）

<各業務の内訳（めやす）>

・拠点ツアーのシナリオの作成	20,000千円
・ブリーフィング用映像制作	30,000千円
・再生医療の体験・交流コンテンツ制作	30,000千円
・施設見学の補助ツール、その他ツアーに必要なコンテンツ制作	20,000千円

2 スケジュール（予定）

2023年	8月	2日	（水）	募集開始
2023年	8月	8日	（火）	質問受付締切
2023年	8月	15日	（火）	提案書類提出締切
2023年	8月	22日	（火）	プレゼンテーション審査会
2023年	8月	下旬		契約締結・業務開始
2024年	2月	23日	（金）	業務終了

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 公租公課を滞納していないこと。

(4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 応募書類の受付

ア 応募受付期間

2023年8月2日（水）から2023年8月15日（火）まで

イ 応募先

以下の宛先まで郵送してください。（2023年8月15日**必着**）

〒530-0001 大阪府市北区梅田1-1-3 大阪駅前第3ビル910号

一般財団法人 未来医療推進機構

※持参による提出は受け付けておりません。

※レターパックライト等の対面での受取りが不要な方法で郵送ください。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 事業提案書（様式1：正本1部、副本3部）

*企画提案部分は別添仕様書に基づき作成。様式自由。

過去の事業実績、事業実施体制の組織表についても記載すること。

イ 応募金額提案書

*様式自由。

ウ 誓約書（様式2：1部）

エ 共同企業体届出書（様式3：1部） ※共同企業体で参加の場合のみ

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、A4ファイル（2穴・タテ）に綴って提出してください。

応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容をより客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容や担当者名簿の個人情報が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。

エ 正本の表紙及び背表紙については、提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。副本は、表紙・背表紙ともに不要です。

<記入例>

「再生医療の普及啓発・交流に関する企画及び情報発信コンテンツ制作業務」提案書

株式会社〇〇（法人名）

- オ 書類提出後の差し替えは認めません（当機構が補正等を求める場合を除く）。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 質問の受付

(1) 受付期間

募集開始日から 2023年8月8日（火） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにて受付を行います。

※電子メールアドレス：jimukyoku@miraikiko.jp

※件名に「【質問提出】情報発信コンテンツ制作<事業者名>」と明記してください。

回答は随時当機構ホームページ（<https://miraikiko.jp/>）に掲示します。

6 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員を含む選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会による合議により最優秀提案者を決定します。

イ 審査は、原則、書類審査にて行います。ただし、必要に応じてプレゼンテーション審査会を開催する場合があります（オンラインでの実施を想定）。プレゼンテーション審査会の連絡を受けた者は、指定された時間において、提出した応募書類の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション審査会は、**2023年8月22日（火）午後**を予定しております。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び内容の理解度	・事業目的及び内容を正しく理解したうえでの提案になっているか。	5点
「拠点ツアーのシナリオの作成」に係る企画提案	・全体シナリオの作成及び、各コンテンツの総合的な企画調整について、どのように進めていくのか具体的に提案されているか。	10点
「ブリーフィング用映像制作」に係る企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・再生医療の基礎知識や、当機構の設置目的や役割等を十分に理解し、広く一般の人々に強く印象づけ、再生医療への興味・関心を喚起する高い訴求力を有する動画が具体的に提案されているか。 ・複数のテーマ映像を組み合わせる放映・説明するにあたり、利便性の良い仕様・内容となっているか。 ・ターゲットごとに異なるアプローチが必要なテーマ（内容）について、そのストーリーや手法が具体的に提案されているか。 ・映像制作のノウハウが十分にあるか。 	25点
「再生医療の体験・交流コンテンツ制作」に係る企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民の再生医療への理解・興味・関心が高まる効果的な内容となっているか。 ・どのターゲットに、どのようなアプローチを行い、何を学んでもらうねらいなのか、具体的に提案されており、現実的かつ効果的なものとなっているか。 ・コンテンツ企画・制作のノウハウが十分にあるか。 	25点
「施設見学の補助ツール、その他ツアーに必要なコンテンツ制作」に係る企画提案	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点ツアーをより効果的・魅力的にするコンテンツが具体的に提案されているか。 ・どのターゲットに、どんな場面で、どのようなアプローチを行うのか、具体的に提案されているか。 ・コンテンツ企画・制作のノウハウが十分にあるか。 	15点
事業の実施体制 ・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・実行性の高いスケジュールが示されているか。 ・業務責任者が配置され、業務を確実に実施するための適切な役割分担のもと、必要な人員体制が確保された、事業実施体制が提案されているか。 ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み（類似のコンテンツ制作実績、事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）があるか。 ・事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 	10点
価格点	<p>（価格点の算定式）</p> <p>満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</p> <p>※小数点以下は切り捨て</p>	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外します。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と当機構との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、原則、精算払いとします。

(3) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、3 参加資格 (5)のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けたときは、契約を締結しないことがあります。